

単 独

2026年度施行

見積用

上美生地区除排雪業務委託 実施設計書

参考資料

本資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

芽室町

特 記 仕 様 書

(目 的)

第1条 上美生地区の除雪を行うことを目的とする。

(委託計画書)

第2条 委託着手前に委託業務を完了するために必要な手順や業務等についての業務計画書を業務責任者に提出しなければならない。

2 委託業務計画書には次の事項を記載しなければならない。また、業務責任者が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ① 委託概要
- ② 委託組織図
- ③ 緊急時の体制及び対応
- ④ 安全管理
- ⑤ 交通管理

その他仕様書に規定する事項、業務責任者の要求する事項、請負人が必要とする事項

(安全管理)

第3条 委託業務に当たって、所轄警察署と打合せを行うとともに、申請等が必要となる際は速やかに行わなければならない。

2 常に交通法規を遵守し、歩行者や車両等に十分配慮しなければならない。

3 安全・訓練等の実施に当たっては、労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育等を行い万全を期さなければならない。

(業務の指示)

第4条 除雪業務の開始は、道路公園管理係の指示を受けて行うこと。

(業務の基準)

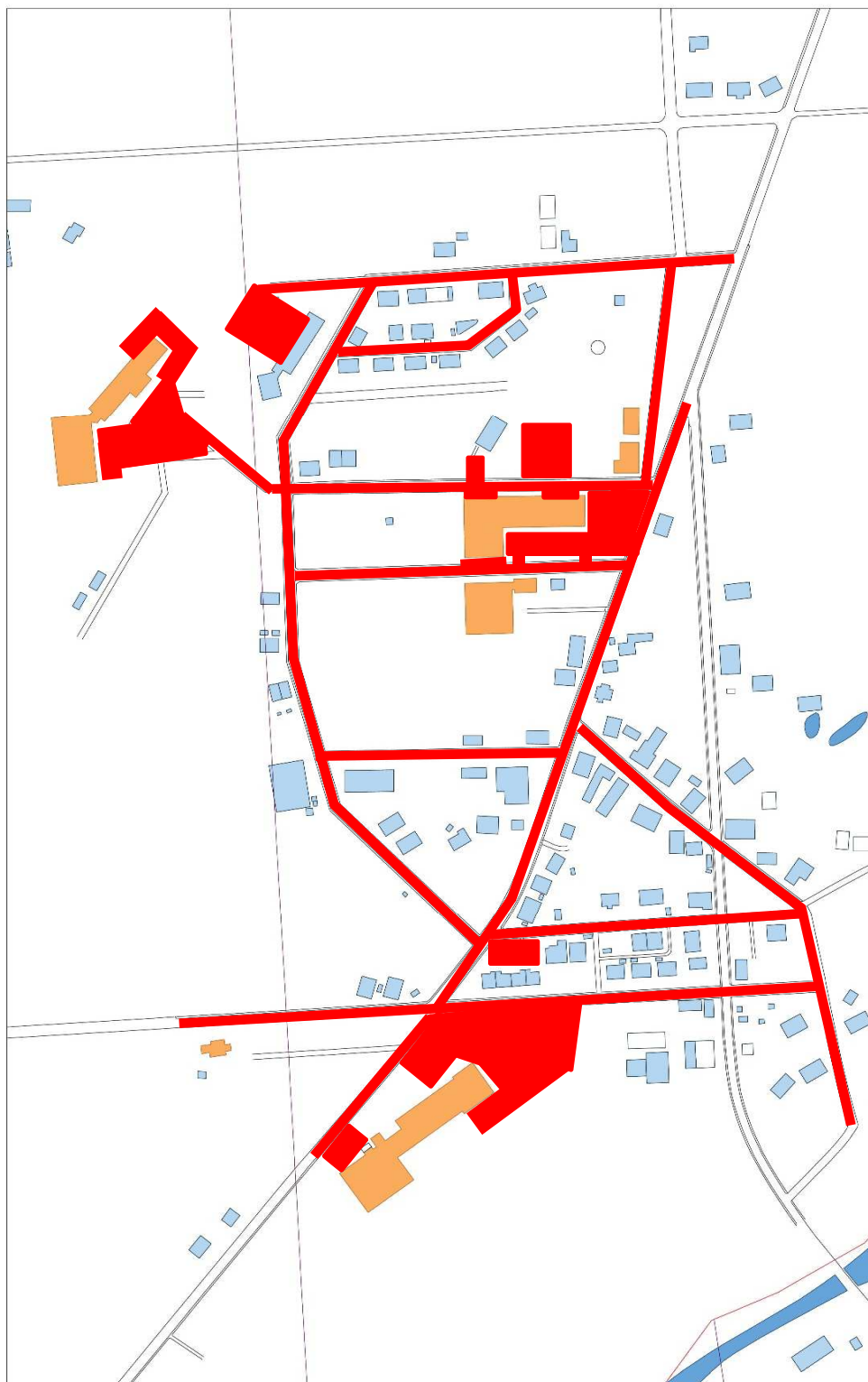
第5条 除排雪業務委託仕様書第3章による。

(提出図書)

第6条 提出図書等は次のとおり、遅滞なく提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 委託計画書
- ③ 乗務員及び運転助手の名簿
- ④ 免許書の写し
- ⑤ 完了届
- ⑥ 委託受渡書
- ⑦ 作業日報
- ⑧ 運転時間等の記録
- ⑨ その他

令和8年度除雪路線図

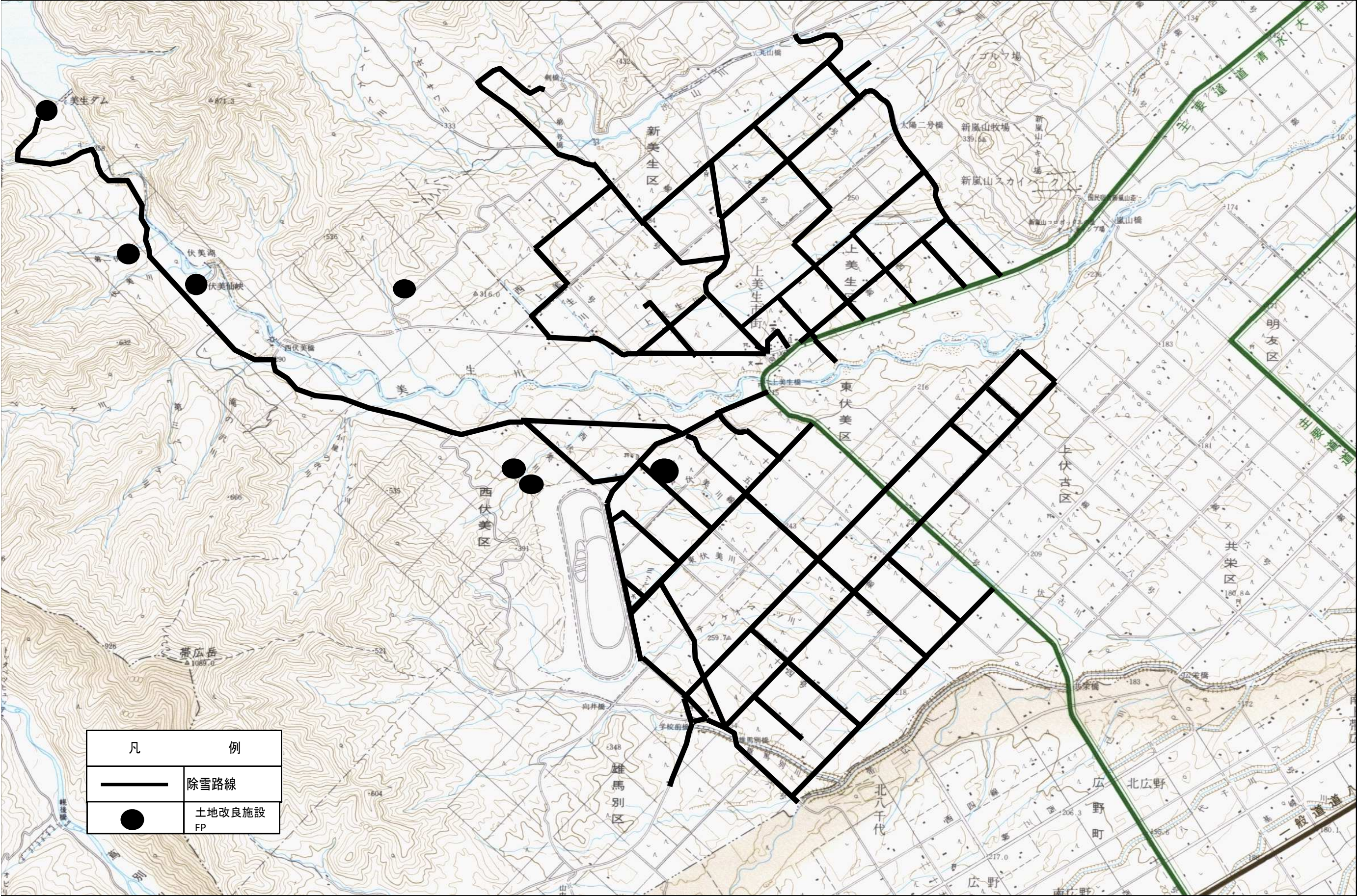


凡 例



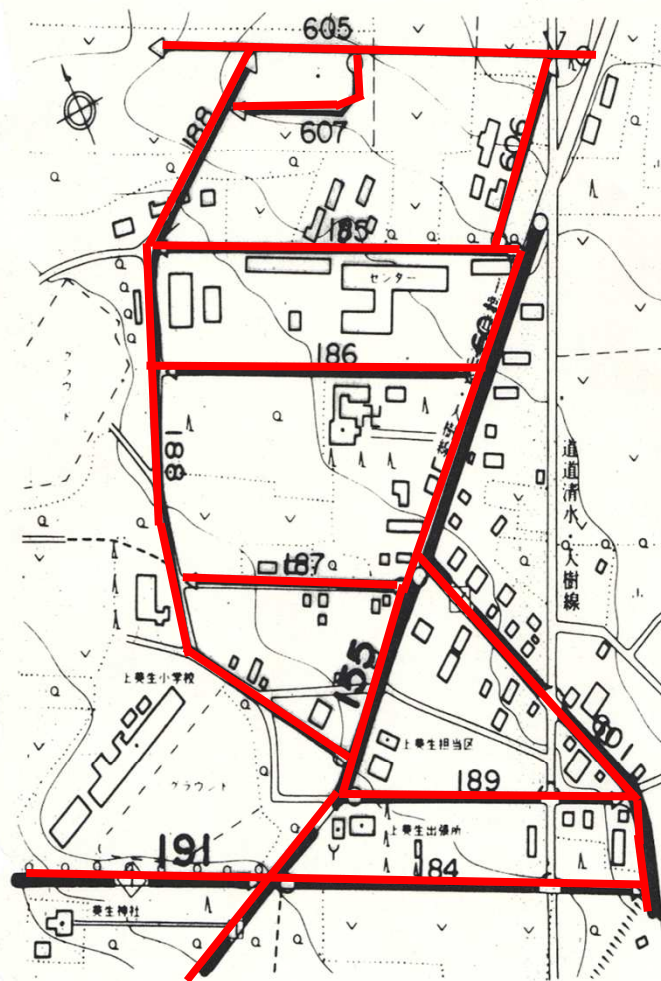
除雪路線及び箇所

令和8年度上美生地区除雪委託路線図



令和8年度 排雪路線図

上美生市街図



凡 例



排雪計画路線

積 算 情 報

設 計 書 番 号	26-18-H2-0178-0	設 計 者 名	
出 張 所 名	芽室町		
適 用 単 価	一般土木		
入 札 日 (開 札 日)	2026年10月21日		
歩 掛 適 用 年 月	2026年10月 1日		
単 価 適 用 年 月	2026年10月 1日		
適用単価 地 区	生 コ ン	K01:帯広市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・池田町・豊頃の一部	
	合 材	K01:帯広市、音更町、芽室町、清水町、士幌町、幕別町、池田町、中札内村、更別村、山岳部除く新得町と鹿追町、豊頃町一部	
	石 材	K05:帯広市・音更町・芽室町・幕別町・池田町・中札内村・更別村・豊頃町の一部・士幌町の一部	
	港 湾 石 材		
	燃 料	K00:帯広建設管理部	
適 用 工 種	工種名称なし		

積算時想定工事期間	2026年11月 1日 ~ 2027年 3月31日 (151日)
工期の設定	通常工期 実施工期：151日 完成期限： 2027年 3月31日
冬期労務補正	2026年11月 ~ 2027年03月 冬期労務補正：なし 時間的制約：時間的制約無し

工事概要一覧表

事業種別	工事箇所	水系・路河川名	橋梁名等
除排雪作業	上美生地区		

費 目	本工事費	上美生地区除排雪業務委託
-----	------	--------------

工 事 概 要	No	当 初	変 更
	1	機械除雪 1 式	
	2	運搬排雪 1 式	
	3	雪捨て場整理 1 式	
	4		
	5		
	6		
	7		

諸経費情報

共通仮設費	I C T補正	しない
	週休2日制の補正	しない
	主たる工種	99：工種名称なし
	施工地域補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）
現場環境改善費	除雪工事補正	補正無し
	計上の有無	しない
	市街地補正	市街地以外
現場管理費	施工地域補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）
	緊急工事補正	しない
	砂防・地滑り工事補正	しない
工期延長等に伴う現場維持費	計上の有無	しない
	施工地域補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）
	工期延長等日数	0日
	延長期間最終日の基準年月	2027/03
一般管理費等	財団法人等の補正	しない
	前払金割合による補正	35%を超えるもの
	契約保証に係る補正	

設計内訳書

工事名	上美生地区除排雪業務委託	当 初	事業区分	道路維持・修繕		主たる工種	工種名称なし		
			工事区分	道路除雪業務		施工地域	補正無し		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路除雪業務			式	1					
除雪工			式	1					
機械除雪			式	1					
タイヤショベル１３ｔ（汎用）		タイヤチェーン含む、 プラウは１１ｔを使用	時間	40					単-1号 概数
除雪専用車		タイヤチェーン含む	時間	40					単-2号
除雪トラック		除雪トラック貸与、運 転助手	時間	40					単-3号
運搬排雪			式	1					
タイヤショベル１３ｔ（バケット）		タイヤチェーン含む	時間	15					単-4号
排雪ダンプ１０ｔ		１０ｔダンプ、側板、 ２台×１５Ｈ	時間	30					単-5号
交通誘導警備員		前後各１名	時間	30					単-6号
雪捨て場整理			式	1					
雪捨て場整理		ブルドーザ２１ｔ、１ 台×２０Ｈ	時間	20					単-7号

設計内訳書

工事名	上美生地区除排雪業務委託	当 初	事業区分	道路維持・修繕		主たる工種	工種名称なし		
			工事区分	共通仮設費		施工地域	補正無し		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費			式	1					
共通仮設			式	1					
共通仮設費			式	1					
運搬費			式	1					
重建設機械分解組立輸送費			回	1					単-8号
共通仮設費（率計上）			式	1					
純工事費			式	1					
現場管理費			式	1					
工事原価			式	1					
一般管理費等			式	1					
工事価格			式	1					
消費税相当額			式	1					

工場管理費

1	間接労務費対象額 管理費区分 7		
2	間接労務費率		
3	間接労務費計上額		
4	工場管理費 工場純工事費		
5	非対象額計 (一)		管理費区分 5, 9
6	工場管理費対象額		
7	工場管理費率		
8	工場管理費計上額		

共通仮設費

1	主たる工種 単独（当該工事）	工種名称なし	
2	主たる工種 合算工事		
3	対象工事費		
4	直接工事費		
5	準備費（処分費）		
6	事業損失防止施設費		
7	対象工事費に含まれる処分費 単独（追加工事）		
8	現工事		
9	合算工事		
10	非対象額計（－）		
11	管理費区分 1		橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費
12	管理費区分 2, 7		工場原価
13	管理費区分 5		一般管理費等のみ対象額
14	管理費区分 9		間接費非対象額
15	管理費区分 T		全処分費のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額
16	対象額支給品（＋）		
17	無償貸付機械評価額（＋）		
18	共通仮設費対象額 単独（追加工事）		
19	現工事		
20	合算工事		
21	処分費等を除く共通仮設費対象額 単独（追加工事）		調整工事入力で使用
22	現工事		
23	合算工事		
24	共通仮設費（率分） 率（補正前） 単独（追加工事）		指定有り
25	現工事		
26	合算工事		
27	施工地域等補正 単独（追加工事）		*補正係数を乗じる
28	現工事		
29	共通仮設費（率分） 率（補正後）		
30	計上額 単独（追加工事）		
31	現工事		
32	合算工事		
33	調整工事計上額		

共通仮設費

34	現場環境改善費対象工事費		
35	直接工事費		
36	非対象額計（一）		
37	管理費区分 1		橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費
38	管理費区分 2, 7		工場原価
39	管理費区分 5		一般管理費等のみ対象額
40	管理費区分 9		間接費非対象額
41	管理費区分 T		
42	対象額支給品（＋）		
43	無償貸付機械評価額（＋）		
44	現場環境改善費対象額（P i） 単独（追加工事）		
45	現工事		
46	合算工事		
47	現場環境改善費 率（補正前） 単独（追加工事）		
48	現工事		
49	合算工事		
50	施工地域等補正 単独（追加工事）		
51	現工事		
52	現場環境改善費 率（補正後）		
53	計上額 単独（追加工事）		
54	現工事		
55	合算工事		
56	調整工事計上額		
57	共通仮設費（積上分）		
58	運搬費		
59	準備費・仮設費		
60	事業損失防止施設費		
61	安全費		
62	役務費		
63	技術管理費		
64	営繕費		
65	現場環境改善費		
66	共通仮設費計		

現場管理費

1	主たる工種	工種名称なし	
2	単独（追加工事）純工事費		
3	単独（追加工事）直接工事費		
4	単独（追加工事）共通仮設費		
5	非対象額計（一）		
6	管理費区分2，7		工場原価
7	管理費区分5		一般管理費等のみ対象額
8	管理費区分9		間接費非対象額
9	管理費区分T		全処分費のうち3%または3000万円を超える額
10	対象額支給品（＋）		
11	無償貸付機械評価額（＋）		
12	現場管理費対象純工事費 単独（追加工事）		
13	現工事		
14	合算工事		
15	処分費等を除く 現場管理費対象純工事費		調整工事入力で使用
16	現工事		
17	合算工事		
18	率（補正前） 単独（追加工事）		指定有り
19	現工事		
20	合算工事		
21	施工地域等補正 単独（追加工事）		*補正係数を乗じる
22	現工事		
23	施工時期補正		
24	緊急工事補正		
25	真夏日補正		
26	砂防・地すべり補正 単独（追加工事）		
27	現工事		
28	率（補正後）		
29	計上額 単独（追加工事）		
30	現工事		
31	合算工事		
32	調整工事計上額		

一般管理費等

事務所名 芽室町環境土木課

工事番号

第 回変更

発注年月

契約区分

主工種

工種名称なし

1	工事原価		
2	純工事費		
3	現場管理費		
4	工期延長等に伴う現場維持費		
5	工場製作原価		
6	非対象額計（一）		
7	管理費区分 9		支給品を除く間接費非対象額
8	管理費区分 T		全処分費のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額
9	一般管理費等対象工事原価 単独（追加工事）		
10	現工事		
11	合算工事		
12	処分費等を除く 一般管理費等対象工事原価		調整工事入力で使用
13	現工事		
14	合算工事		
15	率（補正前） 単独（追加工事）		指定有り
16	現工事		
17	合算工事		
18	前払金支出割合による補正係数 単独（追加工事）		
19	現工事		
20	財団法人等による補正係数 単独（追加工事）		
21	現工事		
22	契約保証に係る一般管理費等対象工事原価（当初設計）		
23	契約保証に係る補正值 単独（追加工事）		
24	一般管理費等 率（補正後）		
25	計上額 単独（追加工事）		
26	現工事		
27	合算工事		
28	調整工事計上額		

処 分 費 等 指 定 行 一 覧 表

細別名称	規格	単位	-	-	-
処分費対象名称	処分費対象規格	単位	数量	単価	金額

※表示されている数量・単価・金額は入力参考値

処分費内諸経費対象額・算出根拠（一般管理費等算出用通常設計書）

P：共通仮設費対象額（処分費算出用） （直接工事費計＋支給品＋事業損失防止施設費＋無償貸付機械等評価額＋共通仮設費対象外額＋その他対象額）	
W：処分費等の占める割合 $W = S / (P + Q)$	
S t：Wが3％相当の処分費等の価格（W＞3％の場合） $S t = (P + Q) \times 3\%$	

S：処分費等の価格	Pに含まれる処分費等	Q：準備費に含まれる処分費等

処分費内諸経費対象額・算出区分

A	「W ≤ 3％」かつ 「S ≤ 30,000,000」のとき	処分費等（S）の全額を率計算の対象とする
B	「W ≤ 3％」かつ 「S > 30,000,000」のとき	処分費等の率計算の対象は3千万円とする
C	「W > 3％」のとき	（S t）を率計算の対象とする。ただし、対象となる金額は3千万円を上限とする

算出区分	処分費に占める諸経費対象額	処分費に占める諸経費対象外額

内訳書＜データ無し＞

名称		規格／条件	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要

上段から 既契約数量／出来高数量／出来高累計／前回残工事／今回残工事

1次単価表

単-1号

単-1号

					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020				
名称	タイヤショベル13t（汎用）					単位	時間	数量	1	単価	
規格	タイヤチェーン含む、プラウは11tを使用										
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額		摘要	
除雪ドーザ（ホイール型） 〔プラウ・バケット兼用型〕		排ガス（第2次）通称13t級バケット容量2.4～2.6m3≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝2.8時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝6時間≫		時間	1					M005002026 管理費区分 無 刊行物単価	
軽油		ミニローリー渡し		L	18					Z006702002 管理費区分 無 刊行物単価	
運転手（特殊）		割増対象賃金比 0.788		人	0.17					R0114 管理費区分 無 二省労務単価	
土木一般世話役		割増対象賃金比 0.753		人	0.085					R0125 管理費区分 無 二省労務単価	
除雪ドーザ（ホイール型）用アタッチメント 〔マルチプラウ〕		対応機種11t級用≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝1.4時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝4.5時間≫		時間	1					M005303003 管理費区分 無 刊行物単価	
タイヤチェーン損耗費（運転1時間当り）		除雪ドーザ ホイール 13t級 タイヤチェーン損耗費表		時間	1					ZAK6126600 管理費区分 無 刊行物単価	
計											
単価											

1次単価表

単-2号

車-2号

					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020			
名称	除雪専用車				単位	時間	数量	1	単価	
規格	タイヤチェーン含む									
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額	摘要	
除雪トラック [除雪専用型]		通称10t級 駆動方式6×6≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝1.8時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝4.2時間≫		時間	1				M005004012 管理費区分 無 刊行物単価	
軽油		ミニローリー渡し		L	19				Z006702002 管理費区分 無 刊行物単価	
運転手（一般）		割増対象賃金比 0.813		人	0.24				R0115 管理費区分 無 二省労務単価	
土木一般世話役		割増対象賃金比 0.753		人	0.12				R0125 管理費区分 無 二省労務単価	
普通作業員		割増対象賃金比 0.842		人	0.24				R0102 管理費区分 無 二省労務単価	
除雪トラック用アタッチメント [ワンウェイプラウ]		除雪幅2.8～3.5m 対応機種7～10t級用≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝1.7時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝4時間≫		時間	1				M005301005 管理費区分 無 刊行物単価	
除雪トラック用アタッチメント [サイドウイング（ツーウェイ型）]		対応機種10t級用≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝1.5時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝4時間≫		時間	1				M005305003 管理費区分 無 刊行物単価	

1次単価表

単-2号

						単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020	
名称	除雪専用車				時間	数量	1	単価	
規格	タイヤチェーン含む				単位				
名称	規格/条件		単位	数量	単価	金額	摘要		
タイヤチェーン損耗費 (運転1時間当り)	除雪TR 除雪10t 6×6耐80h タイヤチェーン損耗費表		時間	1			ZAK6147600 管理費区分 無 刊行物単価		
計									
単価									

1次単価表

単-3号

単-3号

＝

						単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020			
名称	除雪トラック					単位	時間	数量	1	単価	
規格	除雪トラック貸与、運転助手										
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額		摘要	
運転手（一般）		割増対象賃金比 0.813		人	0.15					R0115 管理費区分 無 二省労務単価	
土木一般世話役		割増対象賃金比 0.753		人	0.075					R0125 管理費区分 無 二省労務単価	
普通作業員		割増対象賃金比 0.842		人	0.15					R0102 管理費区分 無 二省労務単価	
計											
単価											

1次単価表

単-4号

単-4号

					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020				
名称	タイヤショベル13t（バケット）					単位	時間	数量	1	単価	
規格	タイヤチェーン含む										
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額		摘要	
除雪ドーザ（ホイール型） 〔プラウ・バケッ ト兼用型〕		排ガス（第2次）通称13t級バケット容量2.4～2.6m3≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝2.8時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝6時間≫		時間	1					M005002026 管理費区分 無 刊行物単価	
軽油		ミニローリー渡し		L	18					Z006702002 管理費区分 無 刊行物単価	
運転手（特殊）		割増対象賃金比 0.788		人	0.17					R0114 管理費区分 無 二省労務単価	
除雪ドーザ（ホイール型）用アタッチメント 〔スノーバケット〕		バケット容量2.7～3.3m3≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝1.5時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝4.5時間≫		時間	1					M005306006 管理費区分 無 刊行物単価	
タイヤチェーン損耗費（運転1時間当り）		除雪ドーザ ホイール 13t級 タイヤチェーン損耗費表		時間	1					ZAK6126600 管理費区分 無 刊行物単価	
計											
単価											

1次単価表

単-5号

単5号

						単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020			
名称	排雪ダンプ10t					単位	時間	数量	1	単価	
規格	10tダンプ、側板、2台×15H										
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額		摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		通称10t積級≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝4.3時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝5.8時間≫		時間	1					M000301005 管理費区分 無 刊行物単価	
運転手（一般）		割増対象賃金比 0.813		人	0.17					R0115 管理費区分 無 二省労務単価	
軽油		ミニローリー渡し		L	9.8					Z006702002 管理費区分 無 刊行物単価	
ダンプトラック側板[木製・簡易型]		[運搬排雪用]10t用側板高さ60・80CM≪機械使用条件＝補正なし：岩石割増しコード＝岩石工の割増対象にしない：機械損耗部品補正＝良好：供用日当り運転時間＝2.6時間：交替制による割増し＝交替制を適用しない：異常補正＝0：基礎価格補正＝しない：輸送補正＝しない：運転日当り運転時間＝6時間≫		時間	1					MA09271001 管理費区分 無 刊行物単価	
タイヤチェーン損耗費（運転1時間当り）		ダンプトラック 普・D 10t積 タイヤチェーン損耗費表		時間	1					ZAK6131100 管理費区分 無 刊行物単価	
計											
単価											

単-6号

1次単価表

					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020
名称	交通誘導警備員				時間		
規格	前後各 1 名				単位	数量	単価
						1	
名称		規格／条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B		割増対象賃金比 0.907	人	0.125			R0804 管理費区分 無 二省労務単価
計							
単価							

1次単価表

単-7号

単-7号

							単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020		
名称 規格	雪捨場整理					単位	時間	数量	1	単価	
	ブルドーザ 2 1 t、1 台× 2 0 H										
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額		摘要	
ブルドーザ [普通]		補正なし 岩石工の割増対象にしない 良好 3.8時間 交替制を適用しない 0無 しない しない時間 5.8時間		時間	1					K0101056 管理費区分 無 単-9号	
計											
単価											

1次単価表

単-8号

単-8号

						単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020	
名称 規格	重建設機械分解組立輸送費				単位	回	数量	1	単価
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額	摘要
重建設機械分解組立輸送		作業区分＝分解組立＋輸送（往復）：機械質量区分＝ブルドーザ 20t級以上21t級以下：分解組立用クレーン賃料補正係数＝標準（1.0）：		回	1				WB010350 管理費区分 無 単-10号
計									
単価									

参考資料 (1)

単-9号

K0101056

単-9号

R0101056

					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制		20261001 20261001 1.000-00000020				
名称	ブルドーザ [普通]					単位	時間	数量	1	単価	
	補正なし 岩石工の割増対象にしない 良好 3.8時間 交替制を適用しない 0無 しない しない 5.8時間										
規格											
名称		規格／条件		単位	数量	単価		金額		摘要	
運転手（特殊）		割増対象賃金比 0.788		人	0.17					R0114 管理費区分 無 二省労務単価 Z1	
軽油		ミニローリー渡し		L	22					Z006702002 管理費区分 無 刊行物単価 Z1	
ブルドーザ [普通]		排出ガス対策型（第2次基準値） 通称2 1 t 級		時間	1					M000101056 管理費区分 無 刊行物単価 Z1	
諸雑費（まるめ）				式	1					ZS3000004 管理費区分 無 ZZ1	
計											
単価											

参考資料 (1)

単-10号

WB010350

単価適用年月	20261001
歩掛適用年月	20261001
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ブルドーザ 20t級以上21t級以下 標準 (1.0)	回	1			
名称	規格/条件	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員	割増対象賃金比 0.780	人	2.8			R0101 管理費区分 無 二省労務単価 Z1,Z2
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力25t吊 排出ガス対策型基準値 及び低・超低騒音型によらず適用 クレーン建設業 者置場渡し	日	2.1			L001130006 管理費区分 無 刊行物単価 Z1,Z2
運搬費等率	Z1の合計金額に155%を乗じた金額を算出する。	式	1			ZS7210040 管理費区分 無 ZZ1,Z2
諸雑費(まるめ)		式	1			ZS3000004 管理費区分 無 ZZ2
計						
単価						

個人用損料<データ無し>

[illegible]

集計リスト（材料）

コード	工事名	上美生地区除排雪業務委託			当 初	工事区分	道路維持・修繕		
						集計区分	材料		
コード	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
Z006702002	軽油	ミニローリー渡し	L	2,484			刊行物単価		
ZAK6126600	タイヤチェーン損耗費（運転1時間当り）	除雪ドーザ ホイール 13t級 タイヤチェーン損耗費表	時間	55			刊行物単価		
ZAK6147600	タイヤチェーン損耗費（運転1時間当り）	除雪TR 除雪10t6×6耐80h タイヤチェーン損耗費表	時間	40			刊行物単価		
ZAK6131100	タイヤチェーン損耗費（運転1時間当り）	ダンプトラック 普・D 10t積 タイヤチェーン損耗費表	時間	30			刊行物単価		
ZS3000004	諸雑費（まるめ）		式	1					
ZS7210040	運搬費等率		式	1					

芽室町除排雪業務委託仕様書

令和8年度版

環境土木課 道路公園管理係

芽室町除排雪業務委託仕様書

目 次

第1章 除排雪業務の内容	ページ
1 除排雪業務の主旨	5
2 業務内容	5
3 受託者の責務	5
4 委託業務の実施	5

第2章 芽室町除排雪業務仕様書

第1節 総 則

1 適 用	5
2 用語の定義	6
3 業務実施計画書	6
4 業務の再委託	6
5 受託者内の相互協力	7
6 業務の一時中止	7
7 貸与機械等	7
8 業務担当員等による確認及び立会等	7
9 業務完了・完了検査	7
10 業務実施管理	8
11 履行報告	8
12 使用人等の管理	8
13 業務実施中の安全管理	8
14 事故報告	9
15 安全管理	9
16 諸法令の遵守	9
17 官公庁への手続等	10
18 提出書類	10
19 その他	10

第2節 除雪基地

1	目 的	10
2	除雪基地の運営と管理	10
3	除雪基地の役割	11
4	除雪作業計画	11
5	町民対応	12
6	本町への報告事項	12
7	事故・緊急時	12

第3節 車道除雪

1	作業内容	13
2	作業実施の留意事項	13
3	除 雪	14
4	路面整正	15
5	拡幅除雪	17
6	吹込み除雪	18
7	段切り除雪	19
8	安全管理	20

第4節 路線排雪

1	作業内容	22
2	作業実施の留意事項	23

第5節 交差点排雪

1	作業内容	24
2	作業実施の留意事項	24
3	安全管理	24

第6節 雪捨て場整理

1	作業内容	25
2	作業実施の留意事項	25
3	安全管理	26

第7節 スノーポール設置

1	作業内容	26
2	作業実施の留意事項	26
3	作業報告	26

第8節 人力除雪

1	作業内容	26
2	作業実施の留意事項	26
3	作業報告	26

第3章 基 準

第1節 基 準

1	目 的	27
2	適 用	27
3	構 成	27
4	管理の実施	27
5	管理項目及び方法	27
6	除雪作業施工管理基準値	27
7	写真管理の留意事項	27

第2節 除排雪作業施工管理基準値

1	車道除雪	29
2	歩道除雪	30
3	路面整正	30
4	拡幅除雪	31
5	吹込除雪	31
6	段切り除雪	32
7	路線排雪	32
8	交差点排雪	33
9	スノーポール設置	33
10	人力除雪・高所除雪	34
11	雪捨て場整理	34

第1章 除排雪委託業務の内容

1 除排雪委託業務の主旨

除排雪委託業務（以下「業務」という。）は、市街地を鉄南、東地区、西地区、東めむろ地区及び東工地区で、郊外地は河東地区、河西地区及び河北地区の8地域の除雪を行う。町道の除雪作業種目（車道除雪、歩道除雪及び交差点除雪等）と連帯しながら、効率的な除雪体制を構築し、町民と町と受託者が協力し相互理解を図った、地域に密着した除雪を行い、冬期間の生活環境の向上を図ることを目指とする。

2 業務内容

- （1）車道除雪、歩道除雪、交差点除雪、駐車場、通路等及び排雪作業を組み合わせた、業務を委託する方法である。
- （2）業務の履行のため現場事務所として、受託者の代表者の事務室内に除雪基地を設置すること。

3 受託者の責務

- （1）事前に定められた路線の状況を把握し、効率的かつ安全な業務を履行すること。
なお、危険箇所等があった場合、本町に報告し指示を仰ぐこと。
- （2）気象情報等により地域の道路状況を常に把握し、適正な出動体制を整えて業務を的確に実施すること。
- （3）業務の実施に当たっては、除雪作業間の整合性を図り、人と機械を的確に運用し効率性の高い業務の履行に努めること。

4 委託業務の実施

業務の実施については、第2章各節の作業項目ごとの規定によることとする。

第2章 芽室町除排雪業務仕様書

第1節 総 則

1 適 用

- （1）芽室町除排雪委託業務仕様書（以下「除排雪業務仕様書」という。）は、芽室町が発注する業務に係わる契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈や運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を確保する。
- （2）契約図書は、相互に補充し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束することとする。
- （3）業務の内容と除排雪業務仕様書の間に相違がある場合、受託者は、業務担当員に確認して指示を受けなければならない。

- (4) 受託者は、信義に従って誠実に業務を履行し、業務担当員及び道路パトロール員の指示がない限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書に定めがあるものについては、この限りではない。

2 用語の定義

- (1) 業務担当員とは、本町職員をいい、委託事項に関する連絡やその調整に従事する。
- (2) 道路パトロール員は、本町職員をいい、委託事項に関する道路状況の確認、現場での除雪作業状況の確認、除排雪作業の指示に従事する。
- (3) 業務担当員等は、業務担当員及び道路パトロール員をいう。
- (4) 除雪巡回とは、受託者の使用人が行う道路パトロールをいう。
- (5) 除雪巡視員とは、除雪巡回を行う受託者の使用人をいう。
- (6) 指示とは、業務担当員等が受託者に対し業務の実施方法を示し、業務を実施させることをいう。
- (7) 承諾とは、受託者が業務担当員等に報告し、業務担当員等が事前に了解することをいう。
- (8) 完了とは、業務の全てを終えることをいう。
- (9) 終了とは、業務が委託期間内において部分的に終えることをいう。
- (10) 検査とは、終了及び完了の検査をいう。
- (11) 確認とは、業務の期間内において、一定期間内の業務の履行確認をいう。
- (12) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (13) 設計図書とは、除排雪業務仕様書、特記仕様書及び図面をいう。
- (14) 特記仕様書とは、除排雪業務仕様書を補足し、業務の実施に関する詳細または、業務固有の要求を定める図書をいう。

3 業務実施計画書

受託者は、あらかじめ業務の実施に必要な実施計画書を作成し、業務担当員に提出しなければならない。

4 業務の再委託

- (1) 受託者は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
- ア 受託者が業務の実施につき総合的に企画し、指導及び調整すること。
- イ 再委託者が芽室町の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- ウ 再委託者は、当該業務の実施能力を有すること。

- (3) 受託者は、委託金を支払う場合は、できる限り現金払いとし、手形払いを行う場合には手形期間を短くするなど、再受託者の利益を保護するように努めなければならない。

5 受託者内の相互協力

受託者は、受託者内の相互協力及び関連業務の受託者と協力し、業務を実施しなければならない。

6 業務の一時中止

委託者は、除排雪委託業務契約書に基づき、次の各個に該当する場合においては、受託者に対して書面により通知し必要な期間、業務の全部または一部の実施について一時中止を命じることができるものとする。この場合において受託者は、業務箇所を直接保全しなければならない。

- (1) 災害等により業務実施箇所が変動し、業務の実施続行が不相当と認めた場合
- (2) 第三者、受託者、巡視員及び業務担当員等が安全のため必要と認めた場合
- (3) 受託者が契約図書に違反し、又は、業務担当員等の指示に従わない場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務担当員等が必要と認めた場合

7 貸与機械等

- (1) 受託者は、本町から貸与機械等の提供を受けた場合は、善良な管理者として注意をもって保管しなければならない。
- (2) 受託者は、貸与機械等の返還が完了するまで、機械の破損に対する責任を免れることはできない。

8 業務担当員等による確認及び立会等

- (1) 業務担当員等は、業務が設計書及び設計図どおりに行われているかを確認するため、必要に応じ業務実施箇所等に立会い、又は、資料の請求ができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。
- (2) 業務担当員による確認には、受託者が臨場するものとし、調査等に十分な機会を提供するものとする。

9 業務完了・完了検査

- (1) 受託者は、契約書の規定に基づき、業務完了した場合は、業務完了届けを業務担当員に速やかに提出しなければならない。
- (2) 業務完了届けを業務担当員に提出する際は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - ア 設計図書に示される全ての業務が完了していること。
 - イ 設計図書により義務付けられた業務記録写真及び各種資料が整備されている

こと。

(3) 業務完了検査は、次のとおり実施すること。

ア 業務担当員は、業務完了検査に先立って、受託者に対して検査日を通知すること。

イ 検査は、業務担当員及び受託者の臨場のうえ、書類及び写真、必要に応じて現地検査を行うこと。

ウ 検査員が業務の再実施が必要と認めた場合は、受託者に対して、期限を定めて再実施の指示を行うことができ、受託者は、これに従わなければならない。

エ 当該検査に必要な費用は、受託者の負担とする。

10 業務実施管理

(1) 受託者は、業務実施計画書に示される手順にしたがって業務を実施し、その管理を行わなければならない。

(2) 受託者は、契約図書に適合するよう除雪委託業務を実施するために、自らの責任において実施管理体制を確立しなければならない。

(3) 受託者は、この除排雪業務仕様書の除排雪作業施工管理基準（以下「基準」という。）により、業務実施管理を行い、その記録及び関係書類等を受託者の責任と費用により直ちに作成、保管し業務担当員の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

11 履行報告

受託者は、除排雪業務履行状況を別に定める日報等の様式により作成し、業務担当員に提出しなければならない。

12 使用人等の管理

(1) 受託者は、使用人等（再受託者、又は、その代理人、もしくはその使用人、その他これに準ずる者を含む。）の雇用条件、賃金の支払い状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

(2) 委託者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生対策及び地域住民に対する対応などの指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるよう管理及び監督をしなければならない。

(3) 運転者の資格、道路除雪作業に使用する機械は、ほとんどが道路交通法によって運転免許が必要である。また、建設業法による建設機械施工技士及び労働安全衛生規則に基づく車両系建設機械運転技能講習終了の資格を保有していることが必要である。

13 業務実施中の安全管理

(1) 受託者は、常に業務実施に当たり安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。

らい。

- (2) 受託者は、業務に使用する除雪機械の選定及び使用について、設計図書により指定されている場合には、これに適合した除雪機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、業務担当員の承諾を得てそれを使用しなければならない。
- (3) 受託者は、業務期間中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生関連法令等に基づく措置を常に講じておかなければならない。特に重機械の運転については、関係法令に基づいて適切な措置を講じなければならない。

1 4 事故報告

受託者は、業務実施中に事故が発生した場合は、直ちに業務担当員等に通知するとともに、事故報告書を速やかに提出しなければならない。

1 5 安全管理

(1) 安全運転管理

- ア 受託者は、交通の安全について業務担当員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。
- イ 事故の防止については、細心の注意を払い、業務の従事者にあっては関係法令の遵守はもとより、道路運送法に基づく整備管理者、道路交通法に基づく安全運転管理者を配置し、車両運行の管理体制を整え安全な運転の確保に努めなければならない。
- ウ 受託者は、運転に対して、安全運転講習会の実施、安全運転意識の向上について十分留意するとともに、その浸透を図らなければならない。

(2) 交通規制

- ア 受託者は、交通規制を行う場合には、その区間を最小限にし、常に円滑で安全な交通の確保に努めなければならない。
- イ 受託者は、通行禁止を行う場合には、原則として迂回路を指定しなければならない。なお、通行禁止とした区間であっても、区域内の住居者のために必要と認められる交通は維持するとともに、火災その他の急を要する事態の発生に対し、直ちに対処できるよう措置しておかなければならない。

(3) 児童等の安全対策

- ア 受託者は、業務実施箇所等に児童に関わる施設がある場合は、その施設に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。
- イ 受託者は、児童、老人及び身体障がい者が通行しているときは特に注意し、安全の確保を図らなければならない。

1 6 諸法令の遵守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令及び諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を

図らなければならない。

- (2) 諸法令、諸法規の適用及び運用は、受託者の責任と費用負担において行わなければならない。
- (3) 受託者は、電波法令を遵守し違法無線局を搭載した車両を使用してはならない。

17 官公庁への手続等

- (1) 受託者は、業務期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施に当たり関係官公庁その他関係機関への届出等を受託者の責任と費用負担により、法令、条例及び設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は業務担当員の指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、必要に応じ、業務実施前に地域住民に対し業務内容について説明をし、業務が円滑かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。
- (4) 除雪作業車については、公安委員会に対し道路交通法施行令第14条の2第1号の規定に基づく「道路維持作業用自動車」としての届出を行い、その確認を受けなければならない。

18 提出書類

受託者は、提出書類を契約、設計図書及び諸規定に示す様式に基づいて、指定の期日までに業務担当員に提出しなければならない。また、これに定めのない事項については、業務担当員の指示する様式によるものとする。

19 その他

除雪機械は、可能な限り運行記録計を装備し、適正な運行管理に努めること。

第2節 除雪基地

1 目的

除雪基地は、業務を受託者した代表者の事務室に設置し、業務の現場事務所として除雪作業に係る町との連絡調整、町民からの要望の対応、地域内の除雪に関する総括を行うことを目的に設置しなければならない。

2 除雪基地の運営と管理

- (1) 除雪基地の運営は、業務の受託者が行わなければならない。
- (2) 除雪基地の組織
 - ア 除雪基地には責任者1名を配置しなければならない。
 - イ 除雪巡視員を配置しなければならない。除雪巡視員は現地状況に精通し、業

務にあっては責任者と同等で、交通誘導の運転員を兼ねてはならない。

ウ 除雪作業は、グループを構成し、調整を図る担当者を定めなければならない。

(3) 除雪基地の管理者は、防火の徹底、盗難防止、整理整頓に努めなければならない。

3 除雪基地の役割

(1) 除雪基地の役割

除雪基地は、現場事務所として、業務に関する総合管理及び町民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応を行わなければならない。

(2) 責任者の役割

除雪基地の運営及び管理に関する責任を負わなければならない。

(3) 除雪巡視員の役割

除雪巡視員は、受託地域内における道路状況の把握、除雪作業の点検、町民からの問い合わせ等の対応を行わなければならない。

(4) 除雪基地の標準的な業務

ア 業務実施計画の作成

イ 毎日の気象、降雪情報の記録

ウ 除雪作業に係る企業体構成員への指示、連絡

エ 町民からの問い合わせの対応

オ 除雪巡視員の巡回による道路状況の情報収集

カ 除雪作業、問い合わせ等の整理（除雪日報、苦情、要望等の取りまとめ）

キ 本町（環境土木課道路公園管理係）との協議、報告及び連絡

ク 除雪業務出来高管理「以下「出来高管理」という。」の取りまとめ

4 除雪作業計画

(1) 除雪基地では、天気予報、アメダスなどにより配信された気象情報等を、除雪作業計画に有効活用しなければならない。

(2) 除雪作業計画は、本町が策定する。業務受託者は、業務の設計書の内容を掌握しなければならない。

(3) 除雪作業計画は、除雪計画を具体的に実施するもので、作業項目における標準的な項目は次のとおりとする。

ア 「車道除雪」 道路の幅員による配置、除雪経路の立案、連携

イ 「歩道除雪」 歩道の幅員による除雪方法、除雪経路の立案、連携

ウ 「路線排雪・交差点排雪」 道路幅員及び積雪状況による機種の配置、作業実施時期、運搬経路、他の除雪作業、連携

エ 「その他」 作業の順序、作業実施時期、他の除雪作業、連携

なお、除雪作業実施計画については、必要に応じて業務担当員と協議を行うこと。

5 町民対応

- (1)「接遇」 除雪基地は、除雪に関する町民の問い合わせ等の窓口となることから、除雪基地内は常に整理整頓に心掛け、町民に不快感を与えないようにしなければならない。
- また、町民に対する態度、言葉使いに十分に気をつけて、礼を欠くことのないように努めなければならない。
- (2)「問い合わせ・相談の対応」 除雪実施計画に係る問い合わせ、相談は、業務担当員等と協議のうえ対応するものとする。ただし、問い合わせ内容によっては、本町が対応することもある。なお、除雪作業に係る問い合わせ、相談は除雪基地の対応とするものとする。
- (3)「苦情の対応」 除雪に関する苦情は、その内容、時刻、多種多様であるが、最初の対応が肝要となる場合が多い。従って、除雪基地は、苦情対応の最初の窓口であることから、状況によっては除雪巡視員と連絡を取るなどし、現場を調査するなど苦情内容を把握し、適切な対応に努めなければならない。
- (4)「報告事項」 問い合わせ、相談及び苦情において、業務担当員等と協議または対応が必要な場合は、電話等により報告するものとする。また、業務担当員等が在庁してない場合は、FAX等により内容を送付するとともに後日確認の連絡を行わなければならない。

6 本町への報告事項

- (1) 除雪基地の運営、管理及び業務の履行に関し、本町へ報告しなければならない事項は次のとおりとする。
- ア 業務の構成に関すること。
 - イ 除雪基地の組織に関すること。
 - ウ 業務の構成員の通常の連絡体制に関すること。
 - エ 緊急時における連絡体制に関すること。
 - オ 除雪の作業分担に関すること。
 - カ 除雪作業計画及び施工に関すること。
 - キ 苦情等受付処理簿に関すること。
 - ク その他、業務担当員が必要と定めること。
- (2) 業務履行上の事務手続は、受託した業務を履行するうえで必要な届出書、報告書等は仕様書に基づき速やかに業務担当員へ提出しなければならない。

7 事故・緊急時

事故・緊急事態が発生した場合は、速やかに業務担当員等に報告するものとするが、業務担当員等が在庁していない場合は、環境土木課道路公園管理係長へ報告を行うこと。

- ア 業務実施中に人身事故が発生した場合
- イ 除雪作業の不備による管理瑕疵が発生した場合
- ウ 大規模な交通事故及び屋根からの落雪等で交通障害が発生した場合
- エ 地吹雪等による交通傷害が発生した場合
- オ その他、除雪基地の責任者が必要と認めた場合

第3節 車道除雪

1 作業内容

車道除雪とは、除雪機械により道路路面に降り積もった雪を路側部へ排除及び路側部へ氷塊を除去する作業をいい、この作業種別は次のとおりとなる。

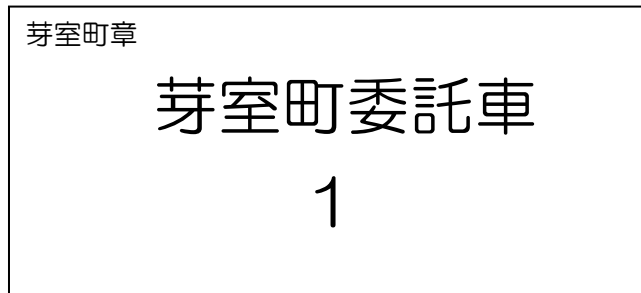
- (1)「新雪除雪」 降雪、積雪は気象条件、立地条件によって複雑に変化するが、一般的には降雪がある一定の強度以上で一定時間以上続くと積雪状態となり、時間の経過とともに圧雪状態となる。また、風向や風力によっては、降雪強度、降雪時間に関係なく特定箇所に吹溜りが発生する場合もある。「新雪除雪」は、降雪、積雪後の最初に実施する。
- (2)「路面整正」 圧雪状態となった雪は、その後の降雪、車両の通行、気温の変化による凍結、融解の繰り返しにより、状況は様々に変化して、場合によってはわだち、凍結路面が発生して交通の傷害となる。「路面整正」は、これらの交通障害となる車道の圧雪部を切削し、路面の平坦性を確保する。
- (3)「拡幅除雪」 降雪量、積雪量の増加、「新雪除雪」「路面整正」では、除雪した雪氷を道路側帯へ堆積するため、道路の有効幅員は徐々に狭くなって交通の障害の原因となり、その後の除雪作業の支障となります。「拡幅除雪」は、これら道路側帯部の雪堤を積上げ、拡幅して有効幅員を確保する。
- (4)「吹込み除雪」 強風により車道や歩道の幅員が狭くなった場合、拡幅し交通の確保を行う。
- (5)「段切り除雪」 車道側帯の雪堤を除去し、その後の除雪作業を円滑に行うため実施する。

2 作業実施の留意事項

- (1) 除雪作業車は、必ず助手（除く、除雪グレーダ・除雪ドーザ（タイヤショベル）・小型ロータリ除雪車等）を配置し、当該作業車の安全確認及び誘導に従事させなければならない。
- (2) 除雪作業路線で、駐車等のためやむを得ず作業ができなかった箇所については、速やかに業務担当員等に報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 除雪作業に当たっては、通行車両、通行人等の安全に十分注意を払わなければならない。
- (4) 横断歩道の渡り部分の除雪は、歩道除雪と連携を図り段差、不陸をなくし歩行者

の安全な通行を確保しなければならない。

- (5) 本町から特に指示がない限り、民地及び公園に雪や雪氷を押し込ではならない。
- (6) 往復による除雪を基本とし、極端な片寄せをしてはならない。
- (7) 除雪機械は、タイヤチェーンかスパイクタイヤの装着に努めなければならない。
- (8) 交差点の最終の雪処理は、後から交差点に入った除雪機械が行わなければならない。
- (9) 路線バス停車帯も施工しなければならない。
- (10) 交差点では、巻き込み作業を行い、段差等の不陸をなくして車両通行の支障にならないように施工しなければならない。
- (11) 除雪作業車の後部には、表示板を装着しなければならない。なお、当該作業車を本町業務以外の作業に使用するときは、表示板を除去するか、覆いを行い誤解を招かないようにしなければならない。また、貸与車両については、本町業務以外に使用してはならない。(縦25cm、横35cm)



○板の色 白
○文字の色 赤

- (12) 作業に係る施工基準及び管理基準については、基準によらなければならない。

3 除 雪

(1) 出動基準

積雪はその時の雪質、気温等にもよるが、一般に積雪深5センチメートルから6センチメートルになると車両の走行速度が低下し、20センチメートルを超えると走行が困難になるため、次のような場合は出動します。なお、出動は業務担当員と協議しなければならない。

ア ほぼ連続した降雪で、積雪深10センチメートルから15センチメートルを超え、又は、超えると予想される場合

イ ほぼ連続した降雪で積雪深が10センチメートルに満たなくても、除雪作業が必要と予想される場合

ウ 交通量が多く、圧雪による交通障害の発生が予想される場合

エ 風雪や地吹雪等による吹溜りの発生が予想される場合

(2) 作業方法

ア 「除雪トラックによる除雪」 前面プラウと除雪ブレードを同時に使用すること。(除雪トラックのブレードの刃は櫛刃を原則とする。)

イ 「除雪グレーダによる除雪」 視界が広く、雪質によってブレードの推進角度

を変え、最も雪の流動の良い点を選ぶことが可能で、ブレードの横送り押付力を変えることができるため、市街地での作業に適している。ブレードの切削角度は、雪質が硬くなるにつて大きくなる。なお、雪の飛び出しはブレード推進角度によっても変わるので的確な位置を把握して作業をしなければならない。（除雪グレーダのブレードの刃は櫛刃を原則とする。）

ウ 「除雪ドーザ（タイヤショベル）による除雪」 生活道路等の幅員の狭い道路の場合は、除雪ドーザ（タイヤショベル）に汎用プラウ等を取付け、除雪を行うことが適している。

（３）除雪作業時の留意事項

- ア 降雪や強風により視界に限界が生じたときは、作業を停止または中止すること。
- イ 路上駐車がある路線で作業をするときは、速やかに徐行し、ハンドル操作に注意しながら物損事故等のないようにすること。

（４）作業基準

除雪作業は、除排雪作業施工管理基準「以下（基準）という。」に基づき幅員、圧雪厚を遵守し作業を行う。ただし、次の場合は業務担当員等と協議しなければならない。

- ア 大雪及び災害時等の場合
- イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

（５）出来高管理

- ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。
- イ 測定した値を測定表に記録して適正な管理を行うとともに、測定表及び写真を業務担当員に提出すること。
- ウ 測定の頻度は、基準による。

（６）作業報告・確認

- ア 出勤時、作業完了時に電話等で報告を行うこと。
- イ 出勤完了後、除雪巡回を行い基準に適合しているか、確認を行うこと。
- ウ 除雪業務日報、車両運転日報の整理を行うこと。なお、路上駐車、機械の故障等により除雪作業ができなかった路線は、業務担当員等に報告を行わなければならない。

４ 路面整正

（１）目 的

路面上の積雪は、新雪除雪で全て取り除かれることが望ましが、機械の能力、機械台数の制約、降雪の状況及び降雪時間などによって、雪を取り除くことが困難な状況である。このため、路面に残された雪は通行車両等によって圧雪され、日中の気温上昇や車両の通行による雪解け、夜間には再び凍結し、わだち掘れ、凍結路面となり交通障害を発生させることから、これら圧雪部、わだち、氷盤を削り路側帯や路外に除去することを目的として行う。

(2) 出動基準

わだちや氷盤は、気象条件だけでなく、交通量、道路構造により発生する区間、時期により状況が一定になりません。このことから、路線の重要性を考慮したうえで、次のような場合に出動する。なお、出動は業務担当員と協議すること。

- ア 新雪除雪の作業実施後、降雪により路面に圧雪部が厚く残った場合
- イ 新雪除雪の出動基準に達しない降雪で、路面の圧雪部が厚くなった場合
- ウ 昼夜の気温差が大きく凍結、融解が繰り返され路面が荒れている場合
- エ 気温の急激な上昇や降雨により路面が荒れている場合

(3) 作業実施の留意事項

- ア 路面整正は、新雪除雪に比べて機械に掛かる負担も大きく作業効率も落ちることから、通行車両も考慮して作業経路を定めて行うこと。
- イ 圧雪が重なり、その下層が軟弱な恐れのあるときは、一時に深く削ると弊害を起こしやすいので除々に行うこと。
- ウ 路上の障害物には十分注意すること。
- エ 交差点、カーブ、踏切の路面は荒れやすいことから、路面整正の作業には特に注意を払うこと。
- オ 路面整正は、除雪ドーザ（タイヤショベル）等を配置し間口、交差点、横断歩道部の雪氷処理を行うこと。なお、すでに除雪されている路線との段差緩和を図ること。

(4) 作業方法

- ア 除雪グレーダ及びトラックグレーダによる路面整正が一般的かつ効率的で、圧雪の処理の処理時間は非常に短い時間帯に限定されることから、効率的な方法で舗装面に損傷を与えないように処理するものとする。なお、前輪が浮くほどの切り込みを行うと思わぬ方向に車体が流れ、通行車両、通行者、建造物に損傷を与える恐れがあることから慎重な作業を行うこと。
- イ 除雪グレーダと複数の除雪車が前後する作業では、先行車から道路中央部を整正し、路面側部方向に雪を寄せ、後方車が路側部雪堤に寄せること。

(5) 作業基準

路面整正作業は、基準に基づき幅員、切削後の圧雪厚となる作業を行うこと。

- ア 大雪及び災害時等の場合
- イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

(6) 出来高管理

- ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。
- イ 作業箇所図、測定表及び作業写真を業務担当員に提出すること。
- ウ 測定の頻度は、基準によること。

(7) 作業報告・確認

- ア 出動時、作業完了時における電話等での報告を行うこと。
- イ 出動完了後、除雪巡回を行い基準に適合しているか、確認を行うこと。

- ウ 除雪業務日報、車両運転日報の整理を行うこと。なお、路上駐車、機械の故障等により除雪作業ができなかった路線は、業務担当員等に報告を行うこと。

5 拡幅除雪

(1) 目的

新雪除雪や路面整正により、路肩部の雪堤は除々に大きくなり走行幅員を狭め、交通障害、その後の新雪除雪や路面整正の障害となる。このため、拡幅除雪は、これらの障害となる雪堤をそれぞれの状況に適合した除雪機械で拡幅し、車道の走行幅員を確保することを目的とする。

(2) 出動基準

次のような場合を目安として作業を実施する。特に通学路については、路線の雪堤や車両の通行状況等の除雪巡回を常に行い、安全確保に万全を期すること。なお、実施にあっては事前の業務担当員等と協議すること。

ア 走行幅員が狭くなり、交通確保が困難になる場合

イ 次回の新雪除雪作業に支障がある場合

ウ 基準による管理幅が確保されなくなった場合

(3) 作業実施の留意事項

ア 歩行者や通行車両に注意すること。また、歩道除雪を行っている路線では歩道に雪が入らないように注意すること。

イ 拡幅除雪は雪質が重くなるため、作業に当たっては、スノーポール、防護柵、電柱、電話ボックス、街路樹及び標識に損傷を与えないよう注意して実施しなければならない。また、雪堤が大きくなると雪が圧縮され、密度も大きくなり、機械に相当の負担が掛かることから、横滑りに十分注意しなければならない。

ウ 排雪計画路線の拡幅除雪の実施に当たっては、排雪計画の時期を確認して作業を行うこと。

エ 出動する際には事前に、日時、路線名、区間などについて業務担当員等と打合せ作業を行うこと。

オ すでに確保されている間口や横断歩道部に雪氷の積み上げを行わないこと。

カ 拡幅部分の整正を行い、車両通行に支障がないようにすること。

キ 必ず助手等を配置し、作業の安全確認及び誘導に従事させなければならない。

(4) 作業方法

拡幅除雪は、ロータリ除雪車によって吹き飛ばす投雪工法、除雪ドーザ（タイヤショベル）で積み上げる積上工法などにより、交通量、雪堤の高さ・幅、沿道施設の密集度及び歩道除雪の有無に応じて適切に行うこと。なお、拡幅除雪は、雪堤に直接切り込んでいく作業となるため、歩行者に注意することはもちろん、道路施設や占用物件等を破損することのないよう注意すること。

(5) 作業基準

拡幅除雪作業は、基準に基づき走行幅員の確保を目的とした作業となる。ただ

し、次の場合は、業務担当員等と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時等の場合

イ 雪堤が高く雪を積み上げる場所がない場合

(6) 出来高管理

ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。

イ 作業箇所、測定表及び作業写真を業務担当員に提出すること。

ウ 測定の頻度は、基準によること。

(7) 作業報告・確認

ア 出勤時、作業完了時における電話等での報告を行うこと。

イ 出勤完了後、除雪巡回を行い基準に適合しているか、確認を行うこと。

ウ 除雪業務日報、車両運転日報等の整理を行うこと。

6 吹込み除雪

(1) 目的

吹雪により、走行幅員や歩道幅員が狭められた場合、状況に適合した除雪機械により拡幅し、交通の確保を図る。

(2) 出勤基準

次のような場合を目安に作業を実施すること。特に、バス路線や通学路については、気象情報を基に道路状況の把握に努めるとともに、実施に当たっては、事前に業務担当員と協議を行うこと。

ア 走行車線が狭く、埋まって通行確保が困難になった場合

イ 歩道幅員が狭く、歩行確保が困難になった場合

(3) 作業実施の留意事項

ア 視界が悪い吹雪時の作業となるため、歩行者や通行車両に注意すること。

イ 吹込みにより視界不良が生じた場合は、作業を一時中断し、継続について業務担当員等の指示を仰ぐこと。

ウ 助手等を配置し、作業の安全確認及び誘導に従事させなければならない。

(4) 作業方法

吹込みの状況に応じ、ロータリ除雪車によって吹き飛ばす工法、除雪ドーザ（タイヤショベル）で積み上げる工法により、交通量、道路状況に適した機種を配置した作業を行うこと。

(5) 作業基準

吹込み除雪は、基準に基づき既除雪幅員を確保すること。ただし、次の場合は業務担当員と協議すること。

ア 大雪、災害時等の場合

イ 雪堤が高く、雪を積み上げる場所がない場合

(6) 出来高管理

ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。

イ 作業箇所図、作業写真を業務担当員に提出すること。

(7) 作業報告・確認

ア 出勤時、作業完了時は電話等で報告を行うこと。

イ 出勤完了後、除雪巡回を行い基準に適合しているか、確認を行うこと。

ウ 除雪業務日報、車両運転日報等の整理を行うこと。

7 段切り除雪

(1) 目的

新雪除雪を繰り返すことで、車道路肩部の雪堤は除々に大きくなり、その後の除雪の障害、吹雪の際に大量の吹溜まりが発生する要因となる。段切り除雪は、この雪堤を状況に適した除雪機械で崩し、その後の除雪作業を円滑に実施することを目的とする。

(2) 出勤基準

市街地について、次の場合を目安として作業を実施すること。なお、実施に当たっては、事前に業務担当員等と協議を行うこと。

ア 次回の除雪作業に支障がある場合

イ 吹雪により、吹溜まりの発生が予想される場合

(3) 作業実施の留意事項

ア 除雪作業には、助手等を配置し、歩行者や通行車両に注意すること。

イ 作業に当たっては、スノーポール、電柱、植樹帯、標識等に損傷を与えないように実施しなければならない。

ウ 出勤する前に、実施路線や区間等について、業務担当員等と打合せを行うこと。

エ すでに除雪されている交差点や住宅間口に雪が入らないようにすること。

オ 段切り除雪後に、交通に支障をきたす、雪塊や崩れがないか点検すること。

(4) 作業方法

段切り除雪は、サイドウイング付き除雪グレーダ、サイドウイング付き除雪専用車で施行すること。なお、雪堤に直接切込んでいく作業となるため、歩行者や通行車両に注意するとともに、道路施設等を破損することのないよう特に注意すること。

(5) 作業基準

段切り除雪は、基準に基づき作業を行うこと。

(6) 出来高管理

ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。

イ 作業箇所図、作業写真を業務担当員に提出すること。

(7) 作業報告・確認

ア 出勤時、作業完了時に電話等で報告を行うこと。

イ 出勤完了後、除雪巡回を行い基準に適合しているか、確認を行うこと。

ウ 除雪業務月報、車両運転日報等の整理を行うこと。

8 安全管理

除雪作業は夏期の道路工事と異なり、積雪、寒冷期という過酷な気象条件の中で車両や歩行者が通行している道路において、大型、特殊な除雪機械を使用して行われる。更に、大半の作業が早朝や降雪時に行われるため、除雪作業に従事する者は、自己の健康管理、現場管理、除雪機械管理、その他の安全管理には細心かつ万全の体制で取り組むこと。

(1) 除雪作業の従事者の健康管理

- ア 除雪作業は、過酷な作業条件下で行われるため、除雪作業の従事者の健康管理に十分留意すること。
- イ 事業主は、従事者に対して、日頃の健康管理を十分に行い、特に除雪シーズン前には、集団健康検診を受診させるなど、各人の健康状態を把握しておくこと。
- ウ 従事者は、進んで健康検診を受診して、自己の健康状態を把握するとともに、日頃から健康管理には十分注意して何らかの異常を感じた場合は、責任者に申し出て指示を受けること。
- エ 降雪、積雪状況によっては、長時間の連続作業となる場合もあることから、過労作業とならないように適宜、交替要員を配置すること。

(2) 除雪作業における安全管理

- ア 除雪作業に当たっては、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令の遵守はもとより、事前に各法令で定められた除雪作業に必要な許可、届出等の手続きを確実にを行い、日頃から安全作業管理体制を整え事故防止に万全を期すること。
- イ 服 装
 - 1) 除雪作業の従事者の服装は活動的で、なおかつ防寒性に優れたもので、視認性の良い色とすること。
 - 2) 夜間に野外で作業をする場合は、夜光反射付きの保護服を着用すること。
 - 3) 除雪作業中は足場も悪く、凍結によって路面や除雪機械も滑りやすくなっているため、作業靴は滑り止め付きの防寒靴を用いること。
- ウ 除雪作業中の通行車両、歩行者及び除雪作業の従事者に対する安全確保
 - 1) 除雪路線については、除雪前に十分な除雪巡回を行い、除雪経路、支障物件、除雪の注意箇所等を事前に把握しておくこと。
 - 2) 除雪機械には、必ず助手等を配置し、除雪作業時の安全確保を行うこと。
車両の後退や見通しが悪い箇所での作業では、助手等は除雪機械を降りて歩行者等の安全を確保した後でなければ作業を行ってはならない。誘導用具は呼笛、信号灯、赤旗、警報装置、無線機類等を使用すること。特に夜間作業においては、努めて信号灯を使用すること。

- 3) 除雪作業は、一般道での作業となるため、路線全体の交通量の流れを極力阻害することのないよう心掛け、絶対に無理、無謀な除雪作業を行ってはならない。
- 4) 除雪機械は、回転灯（黄色）を装着し、除雪作業中はこれを点灯して、歩行者及び通行車両等に除雪作業中であることを明示すること。ただし、除雪作業以外の回送等の場合には、回転灯を点灯してはならない。
- 5) 除雪機械は、雪を道路から路肩側へ押し付ける方法で作業を行うため、歩行者に危害を与えることや沿道施設に損傷を与えることのないように、除雪機械幅だけでなく押しのけた雪の行き先も十分考慮して作業を行うこと。
- 6) 除雪作業に伴って、交通規制が必要な場合は、事前に所轄の警察署、道路管理者と十分に協議して許可を得ること。
- 7) 車道中心部の除雪作業を行う場合は、対向車に十分注意すること。
- 8) 除雪作業中に降雪が激しくなった場合、地吹雪で視界が悪い場合は、除雪作業を一時中断すること。
- 9) 除雪グレーダや除雪トラック等の除雪機械は、ブラウやブレードに過大に負荷を掛けると横滑りを起こすため、積雪量、雪質、切削量、通行車両等に十分注意すること。
- 10) 除雪グレーダや除雪トラック等の大型の除雪車は、内輪差が大きいため、特に左折時は助手等が歩行者等の確認を確実にし、巻き込み事故に十分注意すること。
- 11) ロータリ除雪車は、シュートからの雪によって歩行者に危害を加えることや、沿道施設を破損させることのないように、シュート操作には十分注意すること。また、雪堤中に異物が混入している場合は、雪と違った方向に飛び散ることがあるので注意すること。
- 12) シャーピン交換、ブロー・シュートの雪詰まり処理は、必ずエンジンを停止して行うこと。
- 13) 小型ロータリ除雪車は、重心位置が高く、圧雪部や路肩部の軟弱な部分にタイヤが乗ると横転しやすいので注意すること。

(3) 除雪機械の保守点検

ア 点検・整備

- 1) 除雪作業を効率的かつ安全に行うためには、除雪機械がその作業性能を十分に発揮できるよう、常に良好な状態に維持しておく必要がある。そのためには関係法令に定められた点検、整備はもちろんのこと、常日頃から定期的、計画的に除雪機械の保守点検を行うこと。
- 2) 除雪作業の出動前には、除雪装置や照明類等の始業点検を必ず行うこと。
- 3) 除雪作業中に、機械が故障し作業の継続ができない場合は、除雪基地に連絡し、指示を受けること。
- 4) 除雪作業の終了後、除雪装置や車体等に付着した雪氷の除去を行うこと。

なお、この際、除雪装置や車体等の異常の有無を点検すること。

イ 修理体制の確立

- 1) 除雪作業中の故障は、除雪作業及び交通確保に大きな支障となるため、常日頃から最寄りの整備工場やメーカー等と連絡を密にして、年末年始、休日夜間においても迅速な修理対応が可能な体制づくりを行うこと。更に、最悪の場合を想定した応援体制を作ること。
- 2) 除雪センター及び除雪機械には、法令で規定されている保安用具のほか、故障時の応急措置や軽微な修理が可能な工具類、部品等を常備しておくこと。

(4) 事故発生原因と防止対策

ア 発生原因

- 1) 除雪作業の従事者の不注意によるもの。
- 2) 除雪機械の運転手と助手等との連帯不足や、誤った誘導方法によるもの。
- 3) 長時間労働等、除雪従事者の肉体的、精神的疲労によるもの。
- 4) 除雪機械の点検・整備不良によるもの。
- 5) その他、不可抗力によるもの。

イ 防止対策

- 1) 事故防止は、不可抗力によるものを除いては、安全管理に必要な措置や対応策を忠実に実施することによって、その大半を未然に防止することが可能である。従って、除雪作業に携わる者が、常日頃の小さな注意や点検等の積み重ねが除雪作業全体の安全と、事故防止に繋がっているという心構えを持たなければならない。
- 2) 除雪期間中はもちろんのこと、常日頃から安全管理に関しての講習会、勉強会等を職場内で積極的に行い安全に対する意識の向上を図ること。

第4節 路線排雪

1 作業内容

バス路線や通学路など交通量の多い路線では、除雪作業が繰り返されると路肩部の雪堤が成長して歩道や車道が狭くなり、歩行困難や交通渋滞が発生する。

運搬排雪は、ロータリ除雪車、除雪グレーダ、除雪専用車、ダンプトラック、除雪ドーザ（タイヤショベル）などのセット編成により、路肩部の雪堤を雪捨場へ運搬することによって、歩道や車道の幅員を確保するとともに、次回の降雪に備えて堆雪スペースを確保することを目的に実施する。

排雪作業は、次のように区分される。これらの排雪作業は、業務の設計書に組み込まれた区分による。又は、業務担当員等の指示により実施するものとする。

(1) カット排雪

堆積された車道部を切り込んで運搬し、幅員を確保する作業をいう。

(2) 全排雪

車道部及び歩道部の雪山を運搬し、車道及び歩道の幅員を同時に確保する作業をいう。

2 作業実施の留意事項

(1) 出動基準

出動に当たっては、排雪計画路線の雪堤の状況、歩行者及び車両の通行状況等を総合的な判断により実施するものとする。なお、実施にあっては、事前に業務担当員等と協議を行うこと。

(2) 作業基準

路線排雪は、基準による。

(3) 作業方法

ア 排雪作業の実施にあっては、事前に交通規制や雪捨場の搬入計画など本町で調整を行うので業務担当員と日程の打合せをしなければならない。

イ 排雪作業の実施に当たっては、事前に排雪作業の安全対策等について打合せをしなければならない。

ウ 排雪作業の実施時間は、状況による。業務担当員と連絡を密にすること。

エ 排雪作業は、全面交通規制により実施するものであるが、その範囲は最小限に止めて迂回路を確保するものとする。また、沿線住民の車両、緊急車両、路線バス、コミバス、幼稚園（保育所）バスの交通は排雪作業中であっても確保するものとする。

オ カット排雪の場合、切り込み幅は縁石までとし、雪堤高は1 mまでの頭落しをし、併せて、交差点の雪山除去を行うこと。また、切り込み幅まで残雪処理をすること。残雪は縁石に寄せるものとする。

カ 全排雪の場合は、車道及び歩道の全面排雪とし残雪処理を合わせて実施することとし、残雪は縁石に寄せるものとする。

歩道の雪出しは、植樹帯や道路の附帯工作物等を損傷しないよう、機械で施工ができる最大限の範囲で行うこと。

キ 事前に作業路線の点検を行い、損傷の恐れのある街路樹や道路の付帯工作物等にスノーポールを設置すること。

(4) 出来高管理

ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。

イ 作業箇所図、測定表及び作業写真を業務担当員に提出すること。

ウ 測定の頻度は、基準による。

(5) 作業報告・確認

ア 出動時は、作業完了時に電話で報告すること。

イ 作業完了後の除雪巡回を行うこと。基準の確認のほか街路樹、標識、架線等の異常の有無を確認すること。

ウ 業務日報、車両運転日報等の整理を行うこと。

第5節 交差点排雪

1 作業内容

交差点排雪は、車道除雪の実施により交差点部に堆積した雪山を排雪し、見通しを確保するとともに歩行者の安全及び車両の円滑な走行を確保することを目的とする。

2 作業実施の留意事項

(1) 出動基準

路線の雪堤状況を除雪巡回して、交差点の見通しが悪く、交通障害の発生や歩行者の危険、拡幅除雪で積み上げ作業が困難となることが予想される場合は、安全確保に万全を期さなければならない。なお、実施に当たっては、路線排雪や実施時期の重複を避けるため、事前に業務担当員等と協議を行わなければならない。

(2) 作業方法

ア 除雪ドーザ（タイヤショベル）によりダンプトラック（10t級）に積み込み運搬することを基本とする。

イ 交通整理員を配置し、歩行者及び車両の安全な通行を確保すること。

ウ 雪山排雪は、交差点の見通しが確保されるまで排雪することとし、支障がない、場合路面まで排雪すること。

エ 交差点巻き込み先端部から30mを切り取り幅は縁石まで排雪すること。また、切り取り部分の車両走行に支障がないよう残雪処理及び路面整正を行うこと。

オ 街路樹、道路付属工作物等を損傷させぬよう注意を払うこと。

(3) 作業基準

交差点排雪は、基準によること。

(4) 出来高管理

ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。

イ 作業箇所図、作業写真を業務担当員に提出すること。

(5) 作業報告・確認

ア 出動時、作業完了時に電話等で報告を行うこと。

イ 作業完了後、除雪巡回を行い、基準の確認のほか街路樹、標識、架線等の異常の有無を確認すること。

ウ 除雪業務日報、車両運転日報等の整理を行うこと。

3 安全管理

安全管理は、本章第3節の車道除雪及び第4節の歩道除雪に準じて行うこと。ただし、これによりがたい場合は、業務担当員等の指示によることとする。

第6節 雪捨場整理

1 作業内容

町が実施する公共排雪作業及び町民が実施する一般排雪作業に伴う雪の搬入場所となる雪捨場において、搬入車両の安全な投雪作業の確保や搬入された雪を円滑かつ効率的に処理することを目的とする。

2 作業実施の留意事項

(1) 出動基準

- ア 降雪があり、雪捨場への搬入が予想される場合
- イ 町及び町民等が排雪を実施する場合
- ウ 大量の雪が搬入されることが明らかな場合
- エ 作業が必要と判断した場合

(2) 作業基準

雪捨場整理は、基準によること。

(3) 作業方法

- ア 作業実施前に、占用等の区域確認及び周辺状況について現地調査を行い、必要に応じ、境界にスノーポール等を設置すること。
- イ 作業実施前に、業務担当員と作業全般の安全対策について協議を行うものとする。
- ウ 雪捨場の投雪方式は、「雪山方式」とし、雪山を押して積み上げる。積み上げ高さは、業務担当者と協議し決定するものとする。
- エ 雪捨場で使用する機械は、15t級以上のブルドーザとし、これ以外の機械を使用する必要がある場合は、業務担当員と協議を行うこと。
- オ 効率的かつ効果的な作業に心掛け、機械の稼働は、必要最小限にとどめること。
- カ 雪以外の物を搬入しようとする車両を発見した場合は、当該車両を場外へ退去させなければならない。
- キ 雪捨場までの搬入路の管理を同時に行うこととし、積雪、不陸、アイスバーン等があった場合、必要な措置を行い、搬入車両が、安全で円滑な投雪作業ができるようにしなければならない。

(4) 出来高管理

- ア 基準に基づき、出来高管理を行うこと。
- イ 作業写真を業務担当員に提出すること。

(5) 作業報告・確認

- ア 作業開始時、作業完了時に電話等で報告すること。（休日、祭日で業務担当員が出勤していない場合は、勤務日に事後報告を行うこと。）

イ 業務日報、車両運転日報等の整理を行うこと。

ウ 業務運転日報は、除雪基地で取りまとめ、月毎に集計し業務担当員に報告すること。

3 安全管理

場内での作業機械の運転手は、常に安全を確認したうえでなければ機械を動かしてはならない。

第7節 スノーポール設置

1 作業内容

除雪作業において、道路幅員の変更箇所や道路施設等が積雪により見えなくなる箇所の表示を目的としてスノーポールを設置する。

2 作業実施の留意事項

- 1) スノーポールの設置箇所については、本町からの指示によるもの以外は、事前の除雪路線点検により判断すること。
- 2) スノーポールは、本町より支給を行うので、必要本数を業務担当員へ申し出ること。

3 作業報告

- 1) 設置箇所を図面に記入し、業務担当員に提出すること。
- 2) 除雪作業日報の整理を行うこと。
- 3) 設置作業に伴う写真は、基準によること。

第8節 人力除雪

1 作業内容

機械による除雪が不可能な箇所は、人力による除雪を行う。

2 作業実施の留意事項

作業に当たり歩行者等の安全確保に十分留意すること。

3 作業報告

- 1) 除雪作業日報の提出を行うこと。（施工箇所図を添付すること。）
- 2) 作業に伴う写真は、基準による。

第3章 基 準

第1節 基 準

この基準は、仕様書に規定する業務の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目 的

この基準は、業務の施工について、契約図書に定められた期間、除雪作業の出来形管理及び除排雪作業の目的を達する除排雪作業施工管理基準値の確保を図ることを目的とする。

2 適 用

この基準は、芽室町が発注する業務に適用する。なお、気象条件、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、業務担当員の承諾を得て他の方法によることができる。

3 構 成

基準は、出来形管理及び写真管理からなる。

4 管理の実施

- 1) 施工管理者は、原則として除雪基地の管理者が当たるものとし、当該業務の内容を把握し適切な施工管理を行わなければならない。
- 2) 受託者は、測定等の結果をその都度逐次、定められた様式に記録し、適切な管理と共に保管を行い業務担当員の請求に対し直ちに提示すること。なお、検査時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

- 1) 出来形管理は、業務受託者が出来形を基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値を対比した測定表、施工箇所図を作成し管理を行うものとする。
- 2) 写真管理は、受託者が基準の写真管理に基づき撮影し適切な管理により保管し、業務担当員の請求に対し直ちに提示すること。なお、検査時に提出しなければならない。

6 除雪作業施工管理基準値

基準により測定した各実測値は、除排雪作業施工管理基準値以内としなければならない。

7 写真管理の留意事項

- 1) 除排雪作業状況を明確にするため、除排雪作業事項を記入した黒板を必要に応じて写すこと。ただし、除排雪作業状況が遠方で、降雪で黒板が見づらい場合は省略することができる。
- 2) 黒板は、業務名、工種、撮影日時、位置、除排雪作業施工管理基準値、実測値及び略図を記入すること。
- 3) 撮影された写真は、除雪作業状況、寸法等の確認、判定ができるように工夫するものとし、撮影方法の詳細については、あらかじめ業務担当員と協議を行うものとする。
- 4) 写真は、デジタル写真を標準とする。
- 5) 撮影の頻度は、業務担当員の承諾を得て適宜変更できるものとする。

第2節 除排雪作業施工管理基準値

1 車道除雪

工 種	道路種別	施工基準値		管理基準 (実測頻度)	写真管理	摘 要
		路面状況	管理幅			
車道除雪 (市街地)	2車線	舗装路面まで	車道幅員の70% 以上	・出勤毎 1箇所 ・測定値を測定表に記入	・測定箇所の施工前・中・ 後	・交差点処理を行 うこと。
	8m以上	最小限の圧雪厚	4.0～5.0m	・出勤毎 3箇所 ・測定値を測定表に記入	・測定箇所の施工前・中・ 後	
	8m未満		用地幅員の60% 以上			
車道除雪 (郊外地)	2車線	舗装路面まで	車道幅員の100%	・出勤毎 3箇所 ・測定値を測定表に記入	・測定箇所の施工前・中・ 後	・交差点処理を行 うこと。
	8m以上	最小限の圧雪厚	4.0～5.0m	・出勤毎 1箇所 ・測定値を測定表に記入	・測定箇所の施工前・中・ 後	
	8m未満		用地幅員の60% 以上			

注) 基準について、次の場合は業務担当員と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時の場合

イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

ウ 8m以上、8m未満の道路の除雪ドーザ（タイヤショベル）プラウ高さは、現況路面より約3cmとし往復で施工すること。これにより難しい場合は、業務担当員と協議を行うこと。

* 最小限の圧雪厚は、除雪ドーザ（タイヤショベル）による作業で圧雪になる最小限の厚さを定めている。

2 歩道除雪

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
歩道除雪	- 歩行に支障とならない路面状況を確認すること。 - 幅は除雪機械の幅とする。	- 出勤毎 4箇所 - 測定値を測定表に記入を行うこと。	測定箇所の施工前・中・後	- 横断歩道の渡り部分、手押し信号部分の処理を行うこと。 - 歩道の連続性を確保すること。

注) 基準について、次の場合は業務担当員と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時の場合

イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

3 路面整正

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
路面整正	- 舗装面の露出 - わだちの取り除き - 既除雪幅員の確保	- 作業箇所図を作成し提出すること。 - 出勤毎に片側延長10km毎に1箇所 10km未満は1箇所 - 測定値を測定表に記入を行うこと。	測定箇所の施工前・中・後	- 交差点処理を行うこと。 - 間口、交差点、横断歩道部の雪処理を行うこと。

注) 基準について、次の場合は業務担当員と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時の場合

イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

4 拡幅除雪

工 種	施工基準	管理基準（実測頻度）	写真管理	摘 要
拡幅除雪	・ 拡幅除雪は、所定の幅員を確保を行うこと。 ・ 拡幅後、車両の走行に支障がないように残雪処理を行うこと。	・ 作業箇所図を作成し提出すること。 ・ 出勤毎、片側延長 10km毎に 1 箇所 ・ 10km未満は 1 箇所 ・ 測定値を測定表に記入を行うこと。	・ 測定箇所の施工前・中・後	・ 確保されている間口。交差点、横断歩道部の雪処理を行うこと。

注）基準について、次の場合は業務担当員と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時の場合

イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

5 吹込除雪

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
吹込除雪	・ 既除雪幅員を確保する。	・ 作業箇所図を作成し提出すること。	・ 出勤毎 2 箇所 ・ 施工前・中・後	

注）基準について、次の場合は業務担当員と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時の場合

イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

6 段切り除雪

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
段切り除雪	・車道路肩部の雪堤を除去する。	作業箇所図を作成し提出すること。	・出勤毎 3箇所 ・施工前・中・後	

7 路線排雪

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
路線排雪	○切込排雪 ・切り取り幅は、縁石までとする。 ・路面状況は、舗装路面までとする。 ・残雪処理を行うこと。 ○雪出排雪 ・歩道雪出しを行い全面排雪を行うこと。 ・残雪処理を行うこと。残雪量（幅）は、切込排雪と同じとする。 ・歩道部雪出しは、街路樹、道路付属工作物等を損傷しないよう、機械でできる最大限の範囲で施工を行うこと。	・作業箇所図を作成し提出すること。 ・出勤毎、片道1 km毎に測定 ・1 km未満は1箇所 ・測定値を測定表に記入を行うこと。	施工前・中・後	

注) 道路状況、堆積状況等により、これにより難しい場合は、業務担当員と協議を行うこと。

8 交差点排雪

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
交差点排雪	・ 交差点見通しが確保されるまで排雪を行う。 ・ 支障物がない場合、路面まで排雪を行う。 ・ 交差点は、巻き込み先端部から30mの排雪を行う。	・ 作業箇所図を作成し提出すること。	・ 10交差点毎に1箇所（施工前、中、後） ・ 左右車線排雪は、5交差点毎に1箇所（施工前、中、後）	

注）1 交差点とは、十字交差点、T時交差点及び変則交差点すべてを1交差点として扱う。

注）2 道路状況、堆積状況等によりこれにより難しい場合は、業務担当員と協議を行うこと。

9 スノーポール設置

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
スノーポール設置	・ 除雪作業で危険回避及び民地への雪の押し込み防止、道路構造物等の破損防止のために設置を行う。	・ 作業箇所図を作成し提出すること。	・ 市街地は10本毎に1箇所 ・ 郊外地は30本毎に1箇所	

10 人力除雪・高所除雪

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
人力除雪・高所除雪	・新雪（平坦部） 施工幅は現況施設幅とする。 ・新雪（階段部） 施工幅は現況施設幅とする。 ・吹雪（平坦部等） 既除雪幅を確保する。	・作業箇所図を作成し提出すること。	・回数毎に代表となる2箇所（施工前、中、後）	・高所除雪は、芽室大橋と駅東跨橋

注）基準については、次の場合は業務担当員と協議を行うこと。

ア 大雪及び災害時の場合

イ 雪堤が高く雪の置場がない場合

11 雪捨場整理

工 種	施工基準	管理基準	写真管理	摘 要
雪捨場整理	・投雪方式は「雪山方式」とする。 ・雪捨場までの搬入路管理を行うこと。	・使用する機械は、15 t プル以上のブルドーザで行うこと。	・回数毎に1枚（施工中）	

注）搬入路の路面整正が必要な場合は、業務担当員と協議を行うこと。